

漢文法の研究方法について

著者	牛島 徳次
著者別名	USIJIMA T.
雑誌名	漢文學會々報
巻	14
ページ	32-36
発行年	1953-06-25
URL	http://doi.org/10.15068/00146398

孫詒讓は、蘇時学が「勝」を告子の名とした「或説」は、文選の註に本づいたものだと指摘している。即ち、陳孔璋の「為曹洪與魏文帝書」(文選第四十一卷)に

間自入益部一仰司馬楊王之遺風、有子勝斐然之志。

の文があつて、その下の註に、李善が

二三子復於子墨子曰、告子勝仁。(2) 子墨子曰未然也。告子為仁猶跛以為長、偃以為広。不可久也。

を引いている。李善が「子勝斐然之志」の註に、何の為に右の公孟篇の文を引いたのか、その意図が明瞭でない。勿論、前に掲げた文選の本文の前には、墨子と公輸般の有名な攻防の話が記されているが、この註に告子を墨子が批評した文を引く必要はないと、思われる。

何故ならば、李周翰が

我進自入益部、乃仰司馬長卿、揚雄王褒之遺風也。將述文辭也。子勝猶小子。

と、解釈しているが、その方が、前後の関係から考えて、「子勝斐然之志」の註としては、穩当である。(但し子勝を小子と解することの可否は論外として。)

李善が「子勝云云」の句と、公孟篇の告子の言とを、関係させたの

漢文法の研究方法について

一、本稿作製の意図

私がかねて、従来の漢文法(本稿では特に文語文法をさす)の研究法に対して、種々の疑問を抱いて来たが、最近これに關する一つの方法として「主体論的方法と構造論的方法」を考え、これを先ず限定さ

であれば、蘇時学のように、子勝の「勝」を告子の名と考えた、と推量するより外はない。この場合にも、子勝の「子」は、どう解するかの問題は残るにしても。

若し文選の本文が、「告子勝斐然之志」とあれば、勝を告子の名と見ることが出来、又、閻若璩の四書釈地又統に引かれてある、「或説謂告子名不書字子勝」(3)とあるように、「子勝」を告子の字と見ることが出来る。そして、李善が公孟篇の文を引用した意図も明かである。然し、文選の本文がそうでない以上、公孟篇と、「子勝斐然之志」の文選との結びつけは、依然として不明である。したがつてこれによつて、告子の名を「勝」とし、又字を「子勝」とする或説の是非を、判断することは困難である。

補註

(1) 此書||墨子公孟篇

(2) 墨子公孟篇には「告子勝為仁」とあり、李善註には「為」の一字はない。

(3) 墨子間に孫詒讓はこの「或説云云」を四書釈地又統に引くとしてあるが、私の見た皇清經解本の同書には見当らなかつた。

牛 島 徳 次

れた範疇の対象について実施することの必要性を提案した。昨昭和二十七年六月、本学会において「漢文法の規定詞と判断詞について」と題して述べたことも、同年八月、中国語学研究会(東京支部例会)において「漢文法研究方法試論」と題して述べたことも、又、「漢文

教室」(大修館書店、昭和二十七年五月創刊)に「漢文法」と題して連載記述していることも、一にこの提案の具体化にほかならず、従つて本稿もこれらの報告の一環として専ら具体的実例について、上記の提案の一端を記述したものであり、提案の概要、用語の意味などについては、上記の「漢文教室」既刊号を参照していただきたく、論旨の不備未熟の点については、十分な御批判と御示教とを賜わりたい。

二、問題の提示

論語の中に、

子曰、父母之年、不可不知也。(里仁)

曾子曰、士不可以不弘毅。(泰伯)

という文が見えているが、前者の「不可不知」と、後者の「不可以不弘毅」は一見同じような構文に考えられるが、後者には、「可」の下に「以」という語が加つている。もし同じ構文ならば、この「以」はなくてもよいのではないか、又、逆に、前者に「以」を加えて「不可以不知」としていいのではないか。もし、両者が全く異なる構文で、前者には「以」があつてはならないし、後者には「以」がなくてはならない、とするなら、その相違は文法的にいかん解釈されなければならぬのだからか。

本稿は、この疑問の解決点を探ることを一つの目標として記述を進めて行きた。

三、手がかり(その一、可について)

右の問題を考えるに当り、先ず第一の手がかりとなるのは、兩文中に含まれている「可」という語であろう。

「可」については従来いろいろ研究されているが、本問題の考察に關連すると思われる説を調べてみると、先ず、馬建忠氏は、「馬氏文通」(一九〇四年刊)の中で、

可・足の二字の後の動詞は、概して受動の意味を持つ。孟子の

「晋楚之富、不可及也。」は、「晋楚の富は、人に及ばれない。」ということである。可の字が及の字の前に来たので、及の字に受動の意味ができたのである。……富は及の目的語であるが、この場合は主語に転じたので主格に位置する。(卷四)

馬氏の説によると、上記の論語の例文の前者(以下、例文Aと言ふ)は、「父母の年は、人に知らなければならぬ。」という意味の文であることになり、後者(以下、例文Bと言ふ)は、「士は弘毅にされなければならない。」というような意味のものになるのであるか。

この馬氏の「可の字の後の動詞は、概して受動の意味を持つ。」という考え方は、馬氏以後の学者にもしばしば見られるもので、例えば呂叔湘氏は「中国文法要略上卷」(一九四二年刊)の中で、

動詞の前に可・足などの字が加わると、その作用は形容詞と同じになる。例えば、「可憐」「可愛」「士可殺、不可辱。」この種類の文の主語は、意味の上では、多くは後にくる動詞の目的語であるから、これらの動詞も被動の意味を含むことになる。(九五頁)

と述べ、王力氏は「中国語法理論上卷」(一九四四年刊)の中で、可・足・難・易などの字の後の叙述詞は、觀念上からは被動詞とも考えられる。例えば、孟子の「国人皆曰、可殺。」などと述べている。(一八五頁)

王力氏は更に同書の別の所で、イエスベルセン氏の説を引用して、「被動式を考える場合には、構成上の範疇と觀念上の範疇との区別はつきとしておかなければならず、可・足などの字の含まれるものは觀念上のものである。」(一八四―一八七頁)というような意味のこ

とを述べているが、確かにその通りで、馬氏の「概して云云」も、呂氏の「意味の上では云云」も、王氏の所説も、すべて觀念上の受動・被動の問題で、問題の例文A・例文Bの構造に対する考察には、直接的には役立つものと言えよう。

以上の三氏に対し、高明凱氏は「漢語語法論」（一九四八年刊）の中で、

馬建忠以後、中国の語法学者は、大多数のものが皆動詞を施動（主動とも言う）と受動（被動とも言う）との二つの形式に分けている。が、実際の点から言うと、馬建忠の説き方は余り正確ではないが、後の語法学者たちは解説すればするほど変なものになつてしまつた。（三九二頁）

馬建忠は又「可・足二字の後の動詞は、概して受動の意味を持つ。」と考へた。これも疑問のある例である。元來、「晋楚之富不可及也。」の「及」の字は、もともと所謂「受動式」を含むものではない、——というのは、施動の「及」の字もやはり、この「及」の字であるからであり、ましてや、この文が「晋楚之富、吾人不可及也。」とも解釈できるのだから。中国語の動詞は往々主語がないものであり、その上、「吾人不可及也。」がそれで意味の通る文で、しかも「及」の字はどんな場合にも、ただ一つの形式しか持たないのだから、それが受動である、とは頗る言い難い。（四〇二〜四〇三頁）

と述べ、全く別な立場から「可」を含む文の性格について論じている。この高氏の説は、例文A・Bを考慮する場合に、一つの有力な手がかりとなる。それは、A・B両文の構造は、受動とか被動とかに関係なく、むしろ文そのままを「……、吾人不可……。」という構造と同じものとみる、という、一つの客観的な立場を建設して、A文の「父母之年」と「不可不知也」との関係を分析し、B文の「士」と「不可以

不弘毅」との関係を示したことである。ただ高氏の論は単に「及」で代表される所謂「動詞」を中心にして考へたもので、その点から言えば、本稿の問題を解決する手がかりとしては、まだ十分なものとは言えない。端的に言えば、高氏は、余りにも動詞の施動・受動という問題に氣をとられ、この問題の根本となつて「可」の機能についての検討を欠いているように思われるのである。

四、手がかり（その二、主体文について）

例文A・Bに関する問題を考察するに當つて、以上の如く、先ず、両文中に含まれている「可」という語について、従来の諸説を検討してみたが、いずれからも十分な解答を得られなかつた。その理由はどこにあるのだろうか。

先ず第一に考へられることは上記諸家の、論究の対象となつて文そのものの性格に対する考へ方が不十分ではなからうか、ということである。つまり、諸家が「可」に関連して引用した例文は、いずれも特に会話として記録された文において、話者が自己の主体的体験としての判断を直接的に表現したもので、いわば主体的表現とも言ふべきものであり、客観的な事物に関する間接的な敘述の表現とは全く本質を異にするものである、ということに注意していないのではなからうかということである。

この相異なつた範疇の対象を、同一の次元の上で解釈しようとするば、「受動・被動」乃至は「主語の省略」という考へ方が生れて来るのも当然のことと言えよう。

次に考へられることは、前記の諸家は、引用した例文の述語について、一様に、「動詞」を根本的なものとして考へている、ということである。例えば高氏が専ら「及」を問題として論じているのも、王氏が、「可」は「接頭語的な性格を持つ語である。」（中国語法理論上巻、一四五頁）と述べているのも一にその表れにほかならない。

この考え方も、上記の、文に対する認識の場合と同じように、語に
対する考え方が不十分なことから生れる、と言えるであろう。という
のは、前記の主體的表現における叙述語は、決して所謂「動詞」だけ
ではなく、いろいろな種類のものがあり、「可」はその中の一つであ
る「判断語」に属するものであつて、例文A・Bを始めとして、上に
引用された例文はすべて、「可」が叙述語となつていてと考えられる
からである。

換言すれば、「可」は、一つの事物に対する主体の判断を直接的に
表現する語で、それ自体で独立した一つの意味と機能を持つもので、
その前後に来るものは、この主体の判断の表現を補う役目を果たすに
過ぎないものだ、ということが考えられるのである。例えば、史記に
例をとつてみると、

イ、有司請…。制曰、可（封禪書）

ロ、梁眆鞠曰、可行矣。（項羽本紀）

ハ、呂后問曰、陛下百歳後、蕭相国即死、令誰代之。上曰、曹參
可。（高祖本紀）

ニ、高祖問医。医曰、病可治。（同右）

などで、（イ）は、上述のように、主体の直接的な判断を示した表現
であり、（ロ）は、それに更に主体の意図する動作を補つた表現であ
り、（ハ）は、（イ）の場合に、判断の対象を提起して補つた表現で
あり、（ニ）は、（ロ）と（ハ）とが複合された表現である。

ここで特に注意しなければならないのは、「可」の後に位置する
「動作を表す語」である。右の史記の例についてみれば、（ロ）の、
「行」、（ニ）の「治」は、いずれも話者そのものの意図する動作を
表すもの、と考えられ、又、こう考えることによつて、「可」の性格
がいよ／＼はつきりする、と言えよう。

この考え方は、上記の高氏の「吾人不可及也」の「吾人」の考え方

に一脈通するものを持つているが、高氏はこの場合、「吾人」という主
語が省略されている、と考へ、本論では「省略」などは全く考へな
い、という点で根本的に相違しているのである。

五、結 語

右の二つの手がかり（可と主本文）をもとにして、上記の史記の例
を中心としながら、史記の中の「可」の含まれた文例を検討してみ
ると、殆んどすべての場合に、「可」の下に来る動作を表す語は、提起
された人・事物そのものの動作を表すものではなく、話者そのものの
意図する動作を表すものである、ということが知られる。

このことを論語にあてはめた場合、同じことが言えるかどうか、を
検討してみると、殆んどすべての場合にそのまま適用されることがわ
かる。二三の例を挙げてみると、

子張問、十世可知也。（為政）

子曰、……其知可及也、其愚不可及也。（公冶長）

子曰、三軍可奪帥也。匹夫不可奪志也。（子罕）

子貢曰、……言不可不慎也。（子張）

などについて、いずれも史記の場合と同じことが言える。

この見地に立つて、例文Aを考えると、

父母之年、不可不知也。

の「知」は、「子曰」の「子」の意図する動作を表すもの、と考へる
ことに何の支障もないのであるが、例文Bの、

士不可以不弘毅。

の「弘毅」は、「會子曰」の「會子」の意図する動作を表すもの、と
考へることには、若干の困難が生ずることは否定できない。

かかる意味で、例文Bと同じ傾向を持つものを探してみると、

（a）子曰、不仁者不可以久處約、不可以長處樂。（里仁）

（b）子曰、君子博學於文、約之以禮、亦可以弗畔矣。（雍也）

(c) 柳下惠為士師、三黜。人曰、子未可以去乎。(微子)
その他いろく存在する。

(a) の「久處約」は、朱子の注によれば「不仁之人、失其本心。久約必濫、久樂必淫。」ということ、
「不仁者」の動作を表すものと考えられ、(b) の「畔」も、朱子の注では「君子學欲其博。故於文無不考。守欲其要。故其動必以禮。如此、則可以不背於道矣。」ということ、
「君子」の動作を表すものと考えられ、(c) の「去」は当然「子」つまり「柳下惠」の動作を表すものと考えられる。

これらの例文B以下の諸例を史記の場合、乃至は「例文A」の類の場合と比較してみると、いずれも「可」の下に来る動作の主体が誰かという点で、両者を全く同一の範疇に入れて考えることは困難になる。この困難を生む原因は、どこにあるのであろうか。

これについては、例文Aの類の場合は、すべて「可」が単独で用いられているのに対し、例文Bの類の場合は、これ又いずれも「可以」という「可」と「以」の二語が連続して用いられていることから考えて、これらの例文を主体論的方法の立場から、表現上の区別を認めるためには、この「可」と「可以」とに相違のあることを假設としなければならなくなるのである。

結論的に言うと、本稿の問題として提起した例文A・Bの「以」の有無、要不要については、その下に来る動作の主体が誰かという問題に関して、両者の区別を認める限りにおいて、AはAのまま、BはBのまま、を正しい構文と考えざるを得ず、Aを「不可以不知」、Bを「不可不弘毅」とすることはできないのである。

六、附記

以上は論語に見えている「可」という語の用法について、主体論的に一面から考察したのだが、これに関連して、解釈学の面にも、種々の興味ある問題が引き出される。一例をあげてみると、衛靈公第十

五に、

子曰、君子不可小知也、而可大受也。小人不可大受、而可小知也。という章があるが、朱子はこれについて、「此言觀人之法。知、我知之也。受、彼所受也。蓋君子於細事、未必可觀、而材德足以任重……。」と注し、「知」は「我」の動作、「受」は「彼」の動作としてゐる。これは、本稿の論旨から考えると、やや無理な解釈で、「可」の下の動作は、いずれも「話者」自体の意図する動作と見るべきで、その点では、古注の「子曰、君子之道深遠、不可小知、而可大受」「皇侃曰、君子之道深遠、不與凡人可知。故云不可小知也。德能深潤物、物受之深。故云而可大受也。」「邢昺曰、君子之道深遠、仰之彌高、鑽之彌堅。故不可小知也。使人饜飮而已、是可大受也。」「更には荻生徂徠の「此章蓋用人之法也。大受者、大用之也。小知者、小用之也。」などの方が、より正しく原文を解釈したものと言えよう。なお、安井息軒の論語集説には、「邢本脫以字。今從皇本。」と云つて、「子曰、君子之道深遠、不可以小知、而可大受。小人之道淺近、可以小知、而不可大受也。」の文に従つてゐるが、これにはむしろ「以」のない邢本に従う方が、王氏本来の説を明確にし得る、と言えよう。ただし、これは、漢・魏・六朝時代における「可」と「可以」との関係が十分に考究された後でなければ断定は下せない。

(一九五三、一、一五)